

令和 8 年 4 月 1 日

次世代育成支援対策に関する行動計画

中央職業能力開発協会

仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（3 年 6 カ月）

2 内 容

目標 1： 育児休業、（育児のための）部分休業、子の看護休暇、小学校就学前の子を養育している職員の時差勤務等、両立支援制度の利用促進を図る。

<対策>

- ① 令和 8 年 8 月～
社内イントラネットにて、両立支援制度に係る各種規程等の周知・徹底を図る。
- ② 令和 8 年 9 月～
社内広報誌に、男性の育休取得を含め両立支援制度の活用に関する記事を掲載し、制度の利用促進を図る。

目標 2： 計画期間内に男性職員の育児休業の取得状況を 30%以上にする。

<対策>

- ① 令和 8 年 4 月～
目標 1、3、4 の各対策の実施により、男性の育児休業取得の促進・環境整備を図る。
- ② 令和 8 年 4 月～
配偶者が出産した男性職員に対し、育児に関する利用可能な制度を説明する。

目標 3： フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満にする。

<対策>

- ① 令和 8 年 4 月～
各部・課ごとに職員の業務状況を注視し、特定の職員が業務過多とならないよう（特定の職員に超過勤務が集中しないよう）業務の調整等を図る。
- ② 令和 8 年 8 月～
「ノー残業デー」の周知・徹底を図る。
- ③ 令和 8 年 4 月～
毎月の超過勤務実績を「経営幹部が出席する会議」及び「健康管理委員会」に報告し、取組への意識喚起、幹部職員からの働きかけを図る。

目標 4： 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

① 令和 8 年 4 月～

毎月の年次有給休暇取得実績を「経営幹部が出席する会議」に報告し、取組への意識喚起、幹部職員からの働きかけを図る。

② 令和 8 年 4 月～

1 日単位のほか、半日単位、時間単位での年次有給休暇取得の活用について、周知を図る。

③ 令和 8 年 4 月～

計画表の作成等を通じて、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク、夏期、年末年始の時期での有給休暇取得の促進を図る。

目標 5： 女性労働者が就業を継続し、活躍できる環境整備のための取組を行う。

<対策>

① 令和 8 年 10 月～

若手職員が、育児をしながらキャリアを形成していくイメージを持つことができるよう、育児休業から復職し、仕事と子育てを両立している女性職員のインタビュー・メッセージを共有する等の取り組みを行う。

② 令和 8 年 8 月～

育児休業中に利用できる能力向上のための研修を行う。